

(一七八三)
一盞 天明三年十一月 浅間焼け復興尽力につき褒美申渡し状

(A)

原田清右衛門御代官所

上州吾妻郡大笹村

名主

長左衛門

右同断干俣村
みぎどうだんほしまた

名主

小兵衛

銀拾枚宛

右同断大戸村

百姓

安左衛門

右之者共、みぎのものども 浅間山焼あさまやまやけニ而一同にて 難儀なんぎ之時節ときニ候処、きとくなるまじり奇特成取計はからい

致し候付、そのみ 其身み一代刀差免、さしゆるし并ならびに「子孫迄みようじ苗字名乗可なレ申候、」

ごほうびとして 為ニ御褒美ニ書面之通被とおりにこれをくださる下レ之

右同断原町

年寄

五郎兵衛

銀三枚宛

六兵衛

右同断ニ付、為ニ御褒美ニ書面之通「被た下レ之

右御書付、このたび 此度水野出羽守殿御渡、御勘定奉行赤井越前守を以もって

被お寄せわたされニ仰渡ニ候間、そのむねあいこころうべき 其旨可ニ相心得ものなりニ者也

天明三卯年十一月 原田 清右衛門印

干俣村

名主

小兵衛